

◇ 会社，法人事業者の皆様へ ◇

商業・法人登記申請には

「登記すべき事項の
オンライン提供」が



お勧めです!

「登記すべき事項のオンライン提出」のお勧めポイント

- ★ CD-R等を用意していただく必要がありません!
- ★ 登記事項提出書は，書面に出力して，申請書にすることができます!
- ★ オンラインで，受付番号，補正，手続終了等のお知らせを受けることができます!
- ★ 電子署名や電子証明書を送信する必要はありません!

山口地方法務局

手続の概要

- ・ 「登記すべき事項のオンライン提供」は、登記事項のデータをオンラインで提出するものです。
- ・ 登記事項をオンラインで提出するには、法務省が提供する申請用総合ソフトを利用して、登記・供託システムに送信します。

<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>

ステップ① 事前準備

(申請用総合ソフトをダウンロードしてください。また、登記・供託オンライン申請システムに申請情報を登録してください。)



ステップ② 登記事項のデータの作成・送信

(申請用総合ソフトにより登記事項提出書を作成して、送信します。)



ステップ③ 登記申請書の作成・登記所への提出

(作成した登記事項提出書を印刷すると、登記申請書の様式で印刷されますので、登記申請書に押印や印紙の貼付等をして、添付書類等とともに登記所に提出してください。)



管轄の登記所（法務局）が申請書を受け取ると、受付し、処理を行います。

(注) 登記事項提出書の送信のみでは、受付されません。必ず登記所には申請書を提出してください。

- ★ 「登記すべき事項のオンライン提供」は、以下の法務省サイトで案内しています。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00051.html

登記・供託オンライン申請システムによる登記事項の提出について

https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/contact/concact_support.html

登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

☎ 050-3786-5797

- ★ 登記申請手続のお問い合わせ

山口地方法務局 登記部門 商業法人係

☎ 083-922-2295